

茨木市障害児通学支援事業実施要綱

(目的)

第1 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）に定めるもののほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第1項第8号に掲げる事業のうち、障害児の通学の支援に係る事業（以下「事業」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(実施方法)

第2 事業は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）に規定する指定居宅介護の事業に係る人員に関する基準を満たし（当該基準に準ずると市長が認める場合を含む。）、適切な事業運営を確保することができると思われる社会福祉法人等に委託する方法で実施するものとする。

(対象者)

第3 事業の利用対象者は、本市の区域内に居住する児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条第2項に規定する障害児で、小学校1年生以上の屋外等での単独移動が困難なものうち、保護者等の病気その他やむを得ない理由により適切な通学の支援を受けることができないものと福祉事務所長が認めたものとする。

(事業内容)

第4 事業の内容は、対象者の自宅と学校との移動に係る支援（第4において、「通学支援」という。）とする。

2 通学支援の対象となる学校は、次の各号に定める。

- (1) 茨木市立学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に定める学校のうち、市立の小学校および中学校をいう。）
- (2) 大阪府立特別支援学校（同条に定める特別支援学校のうち、大阪府が設置するもの。）

3 前2項の規定にかかわらず、学校が運営する送迎バスがある場合については、自宅と最寄りの送迎バス停留所との移動を通学支援の範囲とする。

(支給の申請)

第5 事業を利用しようとする者は、地域生活支援事業支給申請書兼変更等申請書（様式第1号）を福祉事務所長に提出しなければならない。

(支給の決定)

第6 福祉事務所長は、第5の規定による申請があったときは、その内容を審査し、
適当と認めたものについて支給を決定し、申請者に対し地域生活支援事業支給決定
通知書兼利用者負担額決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

2 福祉事務所長は、不支給と決定したときは、申請者に対しその理由を付した地域
生活支援事業不支給決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(受給者証の交付)

第7 福祉事務所長は、第6第1項の規定による支給決定を行った者(以下「利用
者」という。)に対し、地域生活支援事業受給者証(様式第4号)を交付する。

(変更の申請)

第8 利用者は、第6第1項の規定による決定を受けた内容に変更が生じたときは、
地域生活支援事業支給申請書兼変更等申請書を福祉事務所長に提出しなければならない。

(変更の決定)

第9 福祉事務所長は、第8の規定による変更の申請があったときは、その内容を審
査し、適当と認めたものについて変更を決定し、申請者に対し地域生活支援事業支
給変更決定通知書兼利用者負担額変更決定通知書(様式第5号)により通知するも
のとする。

(受給者証の再交付)

第10 利用者は、第7の受給者証を破損し、又は紛失したときは、地域生活支援事業
支給申請書兼変更等申請書を福祉事務所長に提出しなければならない。

2 福祉事務所長は、前項の申請があったときは、適当と認めた者に対し地域生活支
援事業受給者証を再交付するものとする。

(支給の取消し)

第11 福祉事務所長は、事業の支給決定を受ける者あるいは受けた者が次の各号のい
ずれかに該当するときは、事業の支給決定をせず、又は取り消すことができる。

(1) 事業を利用する必要がなくなつたと認めるとき。

(2) 死亡又は転出したとき。

(3) 正当な理由無しに事業の利用に関する調査等に応じないとき。

(4) 虚偽の申請又は不正な行為によって支給決定を受け、又は受けようとしたと
き。

(5) その他福祉事務所長が不相当と認めたとき。

2 福祉事務所長は、前項の規定により支給決定の取消しを行った利用者に対し、地
域生活支援事業支給決定取消通知書(様式第6号)により通知するものとする。

3 第1項の規定により支給決定を取り消された者は、速やかに受給者証を福祉事務

所長に返還しなければならない。

(利用の方法)

第12 利用者は、事業を利用しようとするときは、第2の規定により事業の実施を受託したもの（以下「事業受託者」という。）に対し地域生活支援事業受給者証を提示し、事業受託者と契約を締結し、サービスを受けるものとする。

(利用者負担金の支払)

第13 利用者は、茨木市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業に係る利用者負担に関する条例（平成18年茨木市条例第28号）第2条に規定する利用者負担金を、事業受託者に直接支払うものとする。

(順守事項)

第14 事業受託者は、従事者の資質向上のために、研修の機会を確保しなければならない。

2 事業受託者は、サービス提供時に事故が発生した場合は、茨木市及び家族等に直ちに連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 事業受託者は、利用者へのサービス提供記録等の帳簿を整備し、5年間保存するものとする。

4 事業受託者及び従事者は、正当な理由なく業務上知り得た利用者等に関する秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(その他)

第15 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、福祉事務所長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年8月26日から実施する。

(準備行為)

2 この要綱の実施前に行ったこの要綱を実施するために必要な準備行為は、この要綱の相当規定によって行ったものとみなす。

(経過措置)

3 この要綱の実施の日前に、茨木市移動支援事業実施要綱（平成18年10月30日実施）第6の規定により支給の決定を受けた者で、この要綱第3に定める対象者に該当するものにあつては、この要綱第6第1項の規定中「第5の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、相当と認めたもの」とあるのは「茨木市移動支援事業実施要綱（平成18年10月30日実施）第6第1項の規定により、その内容を審査し、相当と認めたもの」と、「申請者」とあるのは「当該者」と読み替えるものと

する。

様

茨木市福祉事務所長



地域生活支援事業支給決定通知書兼利用者負担額決定通知書

年 月 日に申請のありました地域生活支援事業の支給（申請・変更）について、次のとおり決定し、受給者証を交付しますので、通知します。

受給者証番号		支給決定障害者（保護者）氏名	
支給決定年月日		支給決定に係る障害児氏名	
利用者負担上限月額	円	左の上限月額の間	から まで

支給決定内容	サービスの種類	支援の内容及び支給量	有効期間
特記事項			

（教示）

- この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に茨木市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に茨木市を被告（茨木市長が被告の代表者となります。）として提起することができます。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合は、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

様

茨木市福祉事務所長 印

地域生活支援事業不支給決定通知書

年 月 日に申請のありました地域生活支援事業の支給（申請・変更）については、次の理由により不支給と決定しましたので通知します。

記

1 申請事項

2 不支給の理由

（教示）

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に茨木市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に茨木市を被告（茨木市長が被告の代表者となります。）として提起することができます。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合は、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

(四) - 1

移動支援サービス事業所記入欄			
1	事業者及びその事業所の名称		
	サービス内容		事業所確認印
	契約支給量	月 時間 分	
	契約日	年 月 日	
	当該契約支給量によるサービス提供終了日	年 月 日	事業所確認印
	サービス提供終了月中の終了日までの既提供量		
2	事業者及びその事業所の名称		
	サービス内容		事業所確認印
	契約支給量	月 時間 分	
	契約日	年 月 日	
	当該契約支給量によるサービス提供終了日	年 月 日	事業所確認印
	サービス提供終了月中の終了日までの既提供量		
3	事業者及びその事業所の名称		
	サービス内容		事業所確認印
	契約支給量	月 時間 分	
	契約日	年 月 日	
	当該契約支給量によるサービス提供終了日	年 月 日	事業所確認印
	サービス提供終了月中の終了日までの既提供量		

(四) - 2

移動支援サービス事業所記入欄			
4	事業者及びその事業所の名称		
	サービス内容		事業所確認印
	契約支給量	月 時間 分	
	契約日	年 月 日	
	当該契約支給量によるサービス提供終了日	年 月 日	事業所確認印
	サービス提供終了月中の終了日までの既提供量		
5	事業者及びその事業所の名称		
	サービス内容		事業所確認印
	契約支給量	月 時間 分	
	契約日	年 月 日	
	当該契約支給量によるサービス提供終了日	年 月 日	事業所確認印
	サービス提供終了月中の終了日までの既提供量		
6	事業者及びその事業所の名称		
	サービス内容		事業所確認印
	契約支給量	月 時間 分	
	契約日	年 月 日	
	当該契約支給量によるサービス提供終了日	年 月 日	事業所確認印
	サービス提供終了月中の終了日までの既提供量		

(四) - 3

移動支援サービス事業所記入欄			
7	事業者及びその事業所の名称		
	サービス内容		事業所確認印
	契約支給量	月 時間 分	
	契約日	年 月 日	
	当該契約支給量によるサービス提供終了日	年 月 日	事業所確認印
	サービス提供終了月中の終了日までの既提供量		
8	事業者及びその事業所の名称		
	サービス内容		事業所確認印
	契約支給量	月 時間 分	
	契約日	年 月 日	
	当該契約支給量によるサービス提供終了日	年 月 日	事業所確認印
	サービス提供終了月中の終了日までの既提供量		
9	事業者及びその事業所の名称		
	サービス内容		事業所確認印
	契約支給量	月 時間 分	
	契約日	年 月 日	
	当該契約支給量によるサービス提供終了日	年 月 日	事業所確認印
	サービス提供終了月中の終了日までの既提供量		

(五)

障害児通学支援サービス事業所記入欄			
番号	事業者及びその事業所の名称	サービス内容	事業所確認印
1	事業者及びその事業所の名称	契約支給量	事業所確認印
	サービス内容	月 時間 分	
	契約日	年 月 日	事業所確認印
	当該契約支給量によるサービス提供終了日	年 月 日	
	サービス提供終了月中の終了日までの既提供量		
2	事業者及びその事業所の名称	契約支給量	事業所確認印
	サービス内容	月 時間 分	
	契約日	年 月 日	事業所確認印
	当該契約支給量によるサービス提供終了日	年 月 日	
	サービス提供終了月中の終了日までの既提供量		
9	事業者及びその事業所の名称	契約支給量	事業所確認印
	サービス内容	月 時間 分	
	契約日	年 月 日	事業所確認印
	当該契約支給量によるサービス提供終了日	年 月 日	
	サービス提供終了月中の終了日までの既提供量		

(六)

地域活動支援センター事業所記入欄			
番号	事業者及びその事業所の名称	サービス内容	事業所確認印
1	事業者及びその事業所の名称	契約日	事業所確認印
	サービス内容	年 月 日	
	契約支給量(／月)		事業所確認印
	当該契約支給量によるサービス提供終了日	年 月 日	
	サービス提供終了月中の終了日までの既提供量		
2	事業者及びその事業所の名称	契約日	事業所確認印
	サービス内容	年 月 日	
	契約支給量(／月)		事業所確認印
	当該契約支給量によるサービス提供終了日	年 月 日	
	サービス提供終了月中の終了日までの既提供量		

(七) - 1

日帰りショートステイ事業所記入欄					
番号	事業者及びその事業所の名称	実施日	日数	月累計	事業所確認印
1		年 月 日			
2		年 月 日			
3		年 月 日			
4		年 月 日			
5		年 月 日			
6		年 月 日			
7		年 月 日			
8		年 月 日			
9		年 月 日			
10		年 月 日			
11		年 月 日			
12		年 月 日			
13		年 月 日			
14		年 月 日			
15		年 月 日			

(七) - 2

日帰りショートステイ事業所記入欄

番号	事業者及びその事業所の名称	実施日	日数	月累計	事業所確認印
16		年 月 日			
17		年 月 日			
18		年 月 日			
19		年 月 日			
20		年 月 日			
21		年 月 日			
22		年 月 日			
23		年 月 日			
24		年 月 日			
25		年 月 日			
26		年 月 日			
27		年 月 日			
28		年 月 日			
29		年 月 日			
30		年 月 日			

(七) - 3

日帰りショートステイ事業所記入欄

番号	事業者及びその事業所の名称	実施日	日数	月累計	事業所確認印
31		年 月 日			
32		年 月 日			
33		年 月 日			
34		年 月 日			
35		年 月 日			
36		年 月 日			
37		年 月 日			
38		年 月 日			
39		年 月 日			
40		年 月 日			
41		年 月 日			
42		年 月 日			
43		年 月 日			
44		年 月 日			
45		年 月 日			

(七) - 4

日帰りショートステイ事業所記入欄

番号	事業者及びその事業所の名称	実施日	日数	月累計	事業所確認印
46		年 月 日			
47		年 月 日			
48		年 月 日			
49		年 月 日			
50		年 月 日			
51		年 月 日			
52		年 月 日			
53		年 月 日			
54		年 月 日			
55		年 月 日			
56		年 月 日			
57		年 月 日			
58		年 月 日			
59		年 月 日			
60		年 月 日			

(七) - 5

日帰りショートステイ事業所記入欄					
番号	事業者及びその事業所の名称	実施日	日数	月累計	事業所確認印
61		年 月 日			
62		年 月 日			
63		年 月 日			
64		年 月 日			
65		年 月 日			
66		年 月 日			
67		年 月 日			
68		年 月 日			
69		年 月 日			
70		年 月 日			
71		年 月 日			
72		年 月 日			
73		年 月 日			
74		年 月 日			
75		年 月 日			

(八)

番号	訪問入浴サービス事業所記入欄	
1	事業者及びその事業所の名称	
	契約日	年 月 日
	サービス内容	
	契約支給量	
	事業所確認印	
	当該契約支給量によるサービス提供終了日	年 月 日
	サービス内容	
2	サービス提供終了月中の終了日までの既提供量	
	事業所確認印	
	事業者及びその事業所の名称	
	契約日	年 月 日
	サービス内容	
	契約支給量	
	事業所確認印	
3	当該契約支給量によるサービス提供終了日	年 月 日
	サービス内容	
	サービス提供終了月中の終了日までの既提供量	
	事業所確認印	

(九)

番号	入院時コミュニケーション支援事業所記入欄		
1	事業者及びその事業所の名称		
	サービス内容		事業所確認印
	契約支給量	月 時間 分	
	契約日	年 月 日	
	当該契約支給量によるサービス提供終了日	年 月 日	事業所確認印
	サービス提供終了月中の終了日までの既提供量		
2	事業者及びその事業所の名称		
	サービス内容		事業所確認印
	契約支給量	月 時間 分	
	契約日	年 月 日	
	当該契約支給量によるサービス提供終了日	年 月 日	事業所確認印
	サービス提供終了月中の終了日までの既提供量		
3	事業者及びその事業所の名称		
	サービス内容		事業所確認印
	契約支給量	月 時間 分	
	契約日	年 月 日	
	当該契約支給量によるサービス提供終了日	年 月 日	事業所確認印
	サービス提供終了月中の終了日までの既提供量		

様

茨木市福祉事務所長 印

地域生活支援事業支給変更決定通知書兼利用者負担額変更決定通知書

年 月 日に申請のありました地域生活支援事業の支給変更について、次のとおり決定し、通知します。

記

受給者証番		支給決定障害者 (保護者)氏名	
変更年月日		支給決定に係る 障害児氏名	
変更の内容	変更前		
	変更後		
特記事項			

(教示)

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に茨木市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に茨木市を被告（茨木市長が被告の代表者となります。）として提起することができます。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合は、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

様

茨木市福祉事務所長 印

地域生活支援事業支給決定取消通知書

年 月 日付けで支給決定通知した地域生活支援事業の支給については、次のとおり取り消すことと決定したので通知します。

受給者証番		支給決定障害者 (保護者)氏名	
支給決定取消日		支給決定に係る 障害児氏名	
取消理由			

(教示)

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に茨木市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に茨木市を被告（茨木市長が被告の代表者となります。）として提起することができます。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合は、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。